

2月定例会提出議案

I 予算関係

令和5年度2月補正予算（案）	2
----------------------	---

II 条例等関係

1 令和5年度関係

第161号議案 国際人材育成基金条例	6
--------------------------	---

産業労働部

令和5年度2月補正予算（精算）について

1 補正予算の規模（産業労働部関係）

（単位：千円）

区 分	R5現計 予算額	今 回 補 正 額	財 源 内 訳			
			国 庫 支出金	特定財源	起 債	一般財源
一 般 会 計	645,840,813	△ 107,574,416	△ 2,055,767	△ 105,662,717	△ 100	144,168
内 訳	中小企業制度 資金貸付金①	△ 105,768,356	△ 318,281	△ 105,450,075	0	0
	臨時交付金 活用事業②	△ 669,925	△ 637,488	0	0	△ 32,437
	①②除く事業	△ 1,136,135	△ 1,099,998	△ 212,642	△ 100	176,605
勤 労 者 総 合 福 祉 施 設 整 備 事 業 特 別 会 計	255,076	△ 3,980	△ 4,865	886	0	繰越金 △ 1
小 規 模 企 業 者 等 振 興 資 金 特 別 会 計	5,689,594	613,201	0	1,076,043	△ 230,000	繰越金 △ 232,842

2 補正の概要（補正する主な事業）

【一般会計】

（単位：千円）

項 目	R5現計 予算額	今 回 補 正 額	主な増減理由
中小企業制度資金貸付金 （預託額）	611,246,715	△ 105,450,075	融資実績の減
新型コロナウイルス感染症 対応資金利子補給事業	3,601,967	△ 318,281	融資残高見込額の減
中小企業融資保証損失てん 補金	479,000	△ 137,886	損失補償額の実績減
産業立地促進補助	1,529,676	128,338	補助申請件数の増
離職者等再就職訓練事業	1,587,636	△ 757,315	職業訓練の実施人数等の減
実習・座学連携養成事業	305,684	△ 215,960	職業訓練の実施人数等の減
新事業創出支援貸付事業	385,668	△ 65,059	（公財）ひょうご産業活性化セン ターが行う貸付事業の実績減

(臨時交付金活用事業)

(単位：千円)

項 目	R 5 現計 予 算 額	今 回 補 正 額	主な増減理由
中小企業等特別高圧電力価格高騰対策一時支援金	3,225,000	△ 1,582,258	交付申請件数の減
中小企業新事業展開応援事業費補助	109,000	△ 55,171	交付申請件数の減
ひょうご家計応援キャンペーン「はばたん PAY+プラス」事業費	2,903,000	1,000,000	申込者数の増加に対応するため 第1,2弾の残額活用により14.6億円の拡充
スキー場周辺地域における誘客促進支援	0	71,000	少雪の影響を受けたスキー場周辺地域の誘客促進を支援するため

【小規模企業者等振興資金特別会計】

(単位：千円)

項 目	R 5 現計 予 算 額	今 回 補 正 額	主な増減理由
中小企業基盤整備機構融資事業公債費	2,559,308	847,723	繰上償還額の増
小規模企業者等設備貸与支援事業貸付金	1,460,000	△ 460,000	(公財)ひょうご産業活性化センターが行う貸与事業の実績減

緊急に措置すべき事業

■ スキー場周辺地域における誘客促進支援の実施：7,100万円

- **1月下旬までの雪不足の影響や電気料金高騰によるコスト高**を踏まえ、スキー場周辺地域への誘客促進を支援

	スキー場運営主体への支援	観光協会（7団体）への支援
対象経費	イベント、誘客プロモーション、 割引券・クーポンの発行 燃料高騰対策（造雪機・降雪機・リフト等）	WEBプロモーション （ターゲティング広告、SNS配信、動画作成） 出張イベント 等
補助上限	スキー場運営主体あたり、 規模等に応じ400万円又は500万円（定額）	1団体あたり100万円

（参考）スポーツ・文化合宿誘致への支援：1,500万円（令和6年当初予算対応）

- スキー場周辺地域における宿泊需要をグリーンシーズンに取り戻すため、合宿等における宿泊経費を支援

対象期間	令和6年4月～10月
補助対象	県内外の学生・社会人の団体旅行 ※延べ5人泊以上
対象経費	但馬・播磨地域のスキー場周辺地域の宿泊施設の利用費用
補助額	2,000円（1泊・1人） ※上限：1団体30万円

■ スキー場関連中小企業の資金繰り支援

- 少雪により影響を受ける県内中小企業者への資金繰り支援として、**低利の融資を実施**
- ・ 融資利率：0.9%
 - ・ 資金用途：運転資金
 - ・ 融資限度額：1億円以内

■ひょうご家計応援キャンペーン「はばたんPay+」の拡充：14.6億円

➤ キャンペーン第3弾の予算を追加で確保

- ・対象店舗 スーパー、コンビニ、ドラッグストア、家電量販店、飲食店、直売所 等
- ・申込期間 令和6年2月1日～2月25日
- ・利用期間 令和6年3月11日～6月30日

※県議会の議決が得られた後に、利用期間が確定

対象者	すべての県民（一般枠のみ）
販売単価	一口6,250円分を5,000円で販売
プレミアム率	25%
申込上限	1人あたり4口



- ・債務負担行為 キャンペーン期間が令和6年度に跨がることから、事業費総額43.6億円を限度額とする債務負担行為を設定

Ⅱ 条例等関係

1 令和5年度関係

第161号議案 国際人材育成基金条例

1 制定の理由

高等学校の生徒をはじめとする若者に対する海外への留学の支援その他の支援を行うことにより国際社会で活躍することができる人材を育成する事業（以下「国際人材育成事業」という。）の資金に充てるため、国際人材育成基金（以下「基金」という。）を設置する。

2 制定の概要

(1) 設置（第1条関係）

県は、国際人材育成事業の資金に充てるため、基金を設置する。

(2) 積立額（第2条関係）

基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

ア 予算で定める額

イ 基金から生ずる収入額

(3) 管理（第3条関係）

基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实有利な方法により保管するものとする。

(4) 処分（第4条関係）

基金は、国際人材育成事業の財源に充てる場合に限り、処分することができるものとする。

(5) 繰替運用（第5条関係）

知事は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるものとする。

(6) 補則（第6条関係）

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、規則で定める。

3 施行期日

公布の日